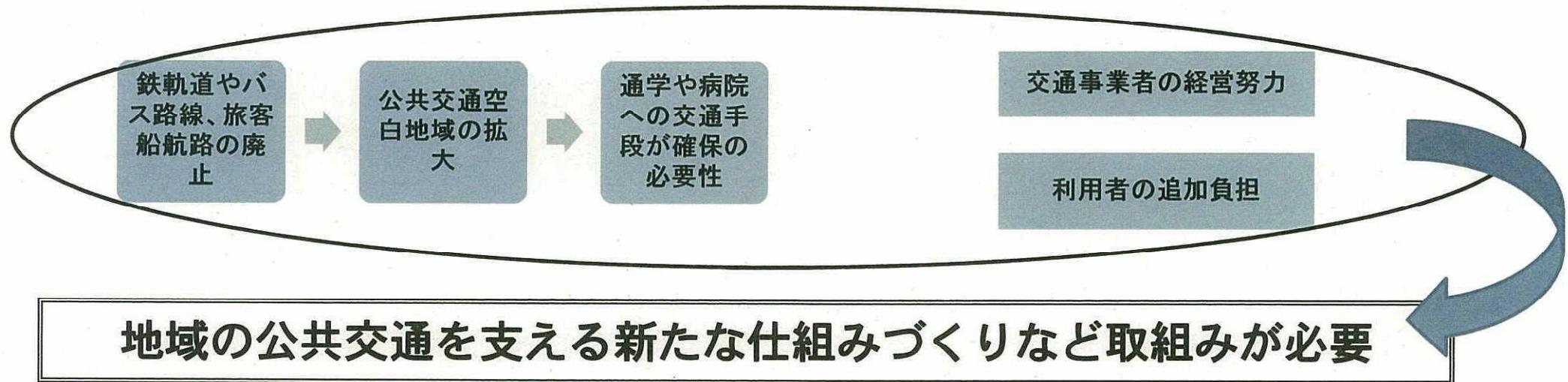


# 地域公共交通確保維持改善事業について

## (1) これまでの公共交通に関する政策について

平成10年6月の運輸政策審議会総合部会の「交通運輸における需給調整規制廃止に向けて必要となる環境整備方策等について」の答申を踏まえ、地域公共交通の活性化のための支援策を実施していたが・・・



平成19年10月施行

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」（平成19年法律第59号）

平成20年

「地域公共交通活性化・再生総合事業」創設

これまでの取組・支援策

- 地方バス路線維持対策
- 地域公共交通活性化・再生総合事業
- 鉄道軌道輸送対策事業費補助
- LRTシステム整備費補助
- 交通施設バリアフリー化設備等整備費補助の一部（鉄道）
- 公共交通移動円滑化（バス）
- 離島航路補助
- 地域公共交通活維持・活性化推進費の一部（離島航路）

補助金制度が創設された！！（平成25年4月現在 補助はなし 法律のみ存在）

- 地域公共交通総合連携計画（100% 上限2,000万円）
- 地域公共交通総合連携計画に位置づけられた事業の支援
  - ①公共交通利用促進に資する事業（補助率 1/2）
  - ②バス・乗合タクシー等の活性化・再生に係る事業（補助率 1/2）

平成23年

「地域公共交通確保維持改善事業(生活交通サバイバル戦略)」創設

## (2) 制度の概要【地域公共交通確保維持改善事業（生活交通サバイバル戦略）】

### 地域公共交通確保維持事業

- ・地域の交通に関する計画等に基づき実施される取組みを支援

### 地域公共交通バリア解消促進等事業

- ・バスターミナル等のバリアフリー化等を支援

### 地域公共交通調査事業

- ・地域の公共交通の確保・維持・改善に資する調査の支援等

### 地域間幹線系統補助

注：都道府県協議会で検討し、地域間幹線系統確保維持計画を作成

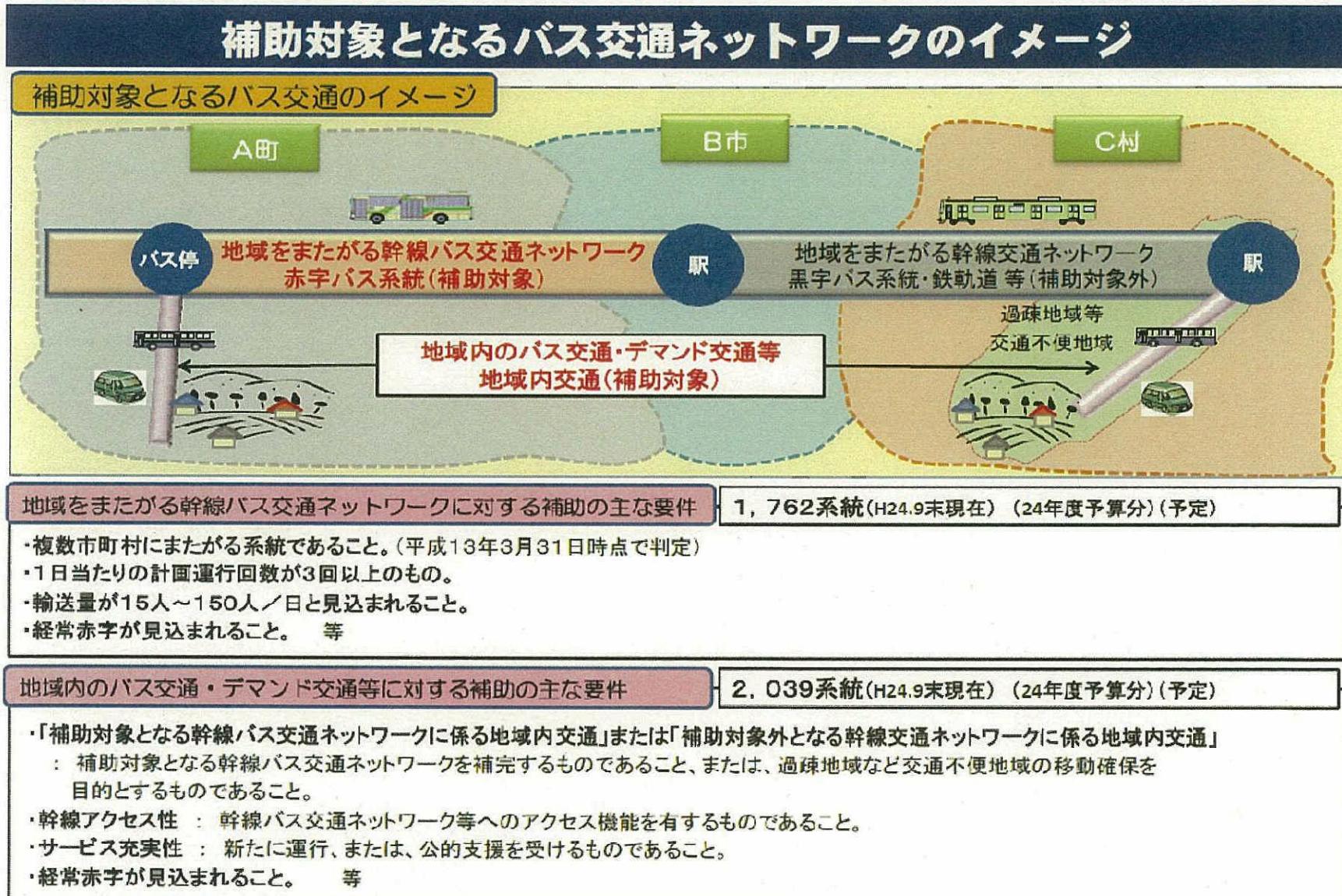
### 地域内フィーダー系統補助

注：市町村協議会で検討し、地域内フィーダー系統確保維持計画を作成

## (3) 補助対象事業及び対象路線

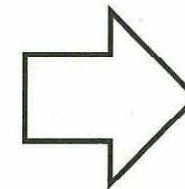
地域公共交通確保維持事業の区分	補助対象事業	補助対象路線	生活交通ネットワーク計画
地域間幹線系統確保維持事業	広域的な地域間生活交通路線ネットワークの確保維持	和田島線（徳島駅前-和田島） 立江線（徳島駅前-菅原）	徳島県生活交通協議会
地域内フィーダー系統確保維持事業	地域間生活交通ネットワークのフィーダーとしての地域内交通の確保維持	目佐和田島線（ミリカ-和田島） 小松島立江線（ミリカ-菅原） 田浦線（ミリカ-井口）	小松島市公共交通会議

#### (4) 補助対象となるバス交通ネットワークのイメージ



## (5) 地域公共交通確保維持改善事業補助金の要件

- ①経常収益が経常費用の  $11/20$  以上の路線が対象
- ②経常費用の見込額と経常収益の見込額の差  
(補助率:  $1/2$  上限: 経常費用の  $9/20$ )



要件①を満たすため、差額分を関係市が補助することで国、県の補助活用が可能

### 補助対象経費の上限額（ $9/20$ 限度）の見直しについて (地域内フィーダー系統確保維持事業)

- 補助対象経費の上限としていた「補助対象経常費用の見込額の  $9/20$  を限度」の要件を撤廃。  
→「補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額」が、補助対象経費の額となる。  
【地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱の別表7「補助対象経費の算出方法」2.】

#### 補助対象経費の算出方法

##### 従前

補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額。  
但し、補助対象経常費用の見込額の  $9/20$  を限度。

$9/20$ を限度

##### 補助対象経常費用の見込額

経常収益  
の見込額

赤字額（收支差）

地域等負担

国負担  
 $1/2$

地域等負担  
 $1/2$

補助対象経費

##### 変更後

補助対象経常費用の見込額と経常収益の見込額の差額。

~~$9/20$ を限度~~

##### 補助対象経常費用の見込額

経常収益  
の見込額

赤字額（收支差）

国負担  
 $1/2$

地域等負担  
 $1/2$

補助対象経費

- この変更は、平成24年度補助対象期間 (H23.10-H24.9) から適用している。

## 生活交通ネットワーク計画等の記載事項

### 地域公共交通確保維持事業（陸上交通）

#### 地域間幹線系統

- 事業の目的・必要性
- 事業の定量的な目標・効果
- 運行系統の概要・運送予定者
- 事業に要する費用の総額・負担者・負担額
- その他(別表4の基準ハ・二関係)

#### 地域内フィーダー系統

- 事業の目的・必要性
- 事業の定量的な目標・効果
- 運行系統の概要・運送予定者
- 事業に要する費用の総額・負担者・負担額

車両減価償却費等補助を受けようとする場合は、上記に

- 車両の取得の目的・必要性
  - 車両の取得の定量的な目標・効果
  - 車両取得計画の概要・取得事業者
  - 車両取得の費用の総額・負担者・負担額
- に係る事項を加える。

### 地域公共交通確保維持事業（離島航路）

#### 運営費補助

- 事業の目的・必要性
- 事業の定量的な目標・効果
- 航路の概要・運航予定者
- 事業に要する費用の総額・負担者
- 事業の改善等に関する事項

#### 構造改革補助

- 事業の目的・必要性
- 事業の定量的な目標・効果
- 運航を確保・維持するための改善策等
- 事業に要する費用の総額・負担者・負担額

### 地域公共交通バリア解消促進等事業

#### バリアフリー化設備等整備事業

- 事業の目的・必要性
- 事業の定量的な目標・効果
- 事業の内容・事業実施者
- 事業に要する費用の総額・負担者・負担額
- 計画期間

#### 利用環境改善促進等事業

- 事業の目的・必要性
- 事業の定量的な目標・効果
- 事業の内容・事業実施者
- 事業に要する費用の総額・負担者・負担額
- 計画期間
- その他(別表21関係)

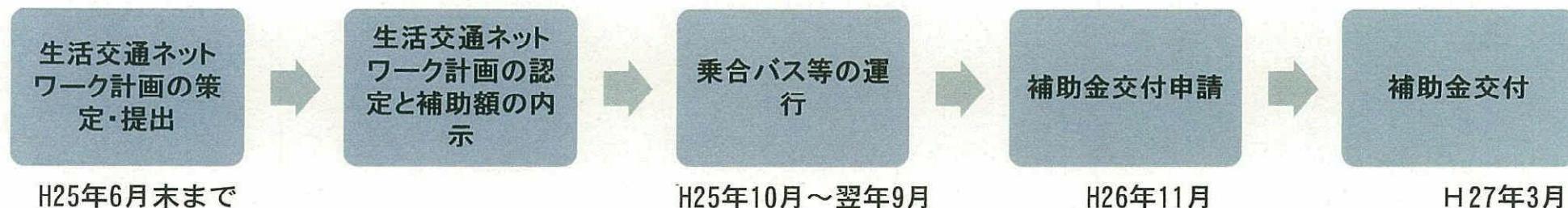
### 鉄道軌道安全輸送設備等整備事業

- 事業の目的・必要性
- 事業の定量的な目標・効果
- 事業の内容・事業実施者
- 事業に要する費用の総額・負担者・負担額
- 計画期間

※上記各事業の計画記載事項は、それぞれ、地域間幹線系統確保維持計画、地域内フィーダー系統確保維持計画、離島航路確保維持計画、生活交通改善事業計画の場合も同じ。

※利用環境改善促進等事業については、LRT整備計画に記載されていない事項を追記書類としてつけることで、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業については、鉄道事業再構築実施計画に記載されていない事項を追記書類としてつけることで生活交通ネットワーク計画に代替可。

## (7) 地域内フィーダー系統確保維持事業の流れ



平成24年度 地域間幹線系統補助金状況

路線名及び運行系統	経常収益 A (千円)	経常収支率 B $C \times 11/20$ (千円)	経常費用 C (円)	関係市負担分 (千円)	補助対象経費 (千円)	補助額 (千円)
徳島駅～神代橋～グランド	9,304	11,569	21,035	2,265	819	409.5
徳島駅～小松島～競輪場	7,543	9,500	17,273	1,957	454	227.0
徳島駅～小松島～萱原	15,850	29,169	53,035	13,320	12,365	6,182.5
徳島駅～小松島～和田島	26,164	38,379	69,780	12,215	6,213	3,106.5
徳島駅～日赤前～ミリカホール	8,418	12,403	22,552	3,985	231	115.5
合計				33,743	20,082	10,041